

氏 名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		① 前の額	② 後の額	③ 増減 (△印) 差額 (②-①)
③⑦-③⑧の金額	⑤⑨	円	円	/
適用資産等について国外転出をする 場合の譲渡所得等の特例等の適用が ないものとした場合における外国税額 控除後の所得税及び復興特別所得税の額	⑥⑩			
⑤⑨-⑥⑩の金額	⑥①			
国外転出をする場合の譲渡所得等の 特例等に係る納税猶予分の所得税 及び復興特別所得税の額 〔 ⑥①<④④の場合 ⑥①の金額 〕 〔 ⑥①≥④④の場合 ④④の金額 〕	⑥②			円

(注1) ②の⑤⑨欄には、国外転出をする場合の譲渡所得等の所得金額が更正により増加する場合、その増加する所得金額のうち納税猶予の対象とならない資産に基づく所得金額を除いて計算した外国税額控除後の所得税及び復興特別所得税が記載されています。

(注2) ⑥①欄には、⑤⑨-⑥⑩の金額が負の場合、0と記載されています。